

令和 8 年度 介護支援専門員専門研修・更新研修 【課程 I・II】 開催要綱

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながら利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

なお、本研修は、介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修（実務経験者向け）」を兼ねるものとしします。（専門研修と更新研修の合同開催）

2 実施機関 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

3 対象者

(1) 課程 I (56 時間)

申込日現在、①または②に該当する方。ただし、過去に課程 I を修了し、介護支援専門員証の更新をした方は受講の必要はありません。

①専門研修課程 I

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 10 年 1 月以降の方であって、介護支援専門員として実務に従事している方で、就業後 6 か月以上の方。

②更新研修課程 I

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 9 年 12 月 31 日までの方であって、有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している方、又は従事していた経験を有する方。

(2) 課程 II (32 時間)

申込日現在、①または②に該当する方。ただし、課程 I を修了（見込みを含む）していることが必要です。

①専門研修課程 II

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 10 年 1 月以降の方であって、介護支援専門員として実務に従事している方で、就業後 3 年以上の方。

②更新研修課程 II

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 9 年 12 月 31 日までの方であって、有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している方、又は従事していた経験を有する方。

※この場合の「実務」とは、ケアプラン作成業務（介護予防を含む）を指します。事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

※課程Ⅰ・Ⅱとも事例の提出が必要です。現在実務についておらず、事例の提出ができない方は、更新研修（実務未経験者向け）を受講してください。

4 研修日程

	課程Ⅰ【ハイブリッド】	課程Ⅱ（１組）【集合】	課程Ⅱ（２組）【オンライン】
1日目	令和8年6月4日（木）	令和8年8月27日（木）	令和8年10月20日（火）
2日目	令和8年6月5日（金）	令和8年9月8日（火）	令和8年10月22日（木）
3日目	令和8年6月9日（火）	令和8年9月17日（木）	令和8年11月17日（火）
4日目	令和8年6月26日（金）	令和8年10月1日（木）	令和8年11月24日（火）
5日目	令和8年7月1日（水）	令和8年10月8日（木）	令和8年12月4日（金）
6日目	令和8年7月5日（日）	令和8年10月10日（土）	令和8年12月13日（日）
7日目	令和8年7月10日（金）		
8日目	令和8年7月16日（木）		
9日目	令和8年7月23日（木）		

詳細は、別紙日程表を参照ください。

5 開催方法

(1) 課程Ⅰ 『ハイブリッド研修』（「集合研修」と「オンライン研修」の同時開催）

(2) 課程Ⅱ （１組）『集合研修』（２組）『オンライン研修』

※「集合受講」：大分県社会福祉介護研修センター（大分市明野東3丁目4番1号）

「オンライン受講」：Web 会議サービス Zoom（ズーム）

6 定員 ※課程Ⅰ・Ⅱとも定員を上回った場合は更新研修申込者を優先します

(1) 課程Ⅰ 160名

(2) 課程Ⅱ （１組）140名 （２組）140名

7 受講料 ※支払方法は、受講決定時にご案内します。

(1) 課程Ⅰ 35,000円（テキスト、資料代を含む。）

(2) 課程Ⅱ 23,000円（テキスト、資料代を含む。）

8 申込方法

(1) 提出書類 ①受講申込書、②介護支援専門員証の写し

(2) 申込期限 **令和8年4月24日（金）必着**（FAX不可）

(3) 受講申込書記入上の留意点

- ・受講組については、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講決定後の組変更は、原則受け付けません。
- ・受講する研修で受講申込書が異なります。誤った受講申込書を提出された場合、受付はできませんので、ご確認のうえお申込みください。

9 受講決定

課程Ⅰは5月中旬、課程Ⅱは6月上旬までに受講決定通知書を郵送します。この時期を過ぎても通知書が届かない場合は、当センターの担当までお問い合わせください。

10 修了証明書

全てのカリキュラムを受講した方には、修了証明書（介護支援専門員証の更新申請手続きに必要）を交付します。

11 研修受講における注意事項等

本研修の受講申込者は、別紙「大分県介護支援専門員法定研修の受講にかかる遵守事項」（以下「遵守事項」という。）の内容を確認のうえ申込みを行うものとし、申込みをもって当該遵守事項に同意したものとみなします。

（1）共通事項

- ・研修の遅刻・早退・欠席は原則認められません。
- ・研修運営の妨げとなる行為その他遵守事項に反する行為が認められ、事務局の注意に従わない場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- ・研修中の録画・録音・撮影、講義資料等の二次利用、研修内容や事例等を SNS 等へ投稿する行為その他情報の取扱いについては、遵守事項の定めに従ってください。
- ・感染症や自然災害等の状況により研修の開催が困難であると判断したときは、急遽、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、当センターホームページにてお知らせします。

（2）集合研修

- ・研修会場では、マスク着用や換気等、必要に応じた基本的な感染防止対策へのご協力をお願いします。
- ・研修会場は空調管理に努めていますが、体感温度には個人差がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- ・昼食は各自でご準備ください。なお、会場で業者が弁当（税込み 700 円）の予約を受け付けていますので、ご希望の方は研修当日、受付にてお申し込みください。
- ・会場周辺の坂道や信号機のない交差点において交通事故が多発しています。交差点での一旦停止や左右の安全確認を徹底するなど、会場までの往復を含め、安全には十分ご注意ください。

（3）オンライン研修

- ・Zoom が使用できるパソコン（受講者 1 名あたり 1 台）に Web カメラ、マイクを接続し、講義・演習に集中できる静かな環境（部屋）で受講してください。
- ・当センターからのメールを受信できるメールアドレスが必要となります。
- ・受講者のインターネット環境や機器の不具合等に対して、当センターは個別の技術的サポートには応じかねます。事前の接続確認および機器準備は受講者ご自身の責任において行ってください。
- ・オンライン研修の通信料は受講者負担となります。通信環境等によりオンライン研修を受講できなかった場合、本研修を修了できないことがあります。
- ・講義資料は受講者各自で印刷のうえご使用ください。

12 特定一般教育訓練給付制度

本研修は、厚生労働省の「特定一般教育訓練給付制度」の指定講座です。一定の条件を満たした方は、受講者本人が支払った受講料の一部がハローワークから支給されます。詳細は厚生労働省のホームページを確認いただき、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

「厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

13 その他

- (1) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、事前に下記担当にご相談ください。
- (2) 申込者に関する個人情報は、本研修の運営管理の目的にのみ利用いたします。

14 お問い合わせ・申込先

大分県社会福祉介護研修センター 社会福祉研修部 [ケアマネ課程Ⅰ・Ⅱ担当]
〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号 TEL：097-552-6888 FAX：097-552-6868

大分県介護支援専門員法定研修の受講にかかる遵守事項

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 様

私は、本遵守事項に同意することで「介護支援専門員専門・更新研修」に含まれる内容に関する守秘義務および以下の項目を遵守します。

なお、本遵守事項に反した行為を行った場合は、受講取消や本研修の修了を取り消される扱い等となっても異存ありません。

[共通遵守事項]

- 1 研修に遅刻、早退、欠席等いたしません。
- 2 研修受講にあたっては、研修の目的を十分に理解した上、主体的・意欲的かつ積極的に研修を受講いたします。
- 3 研修中は、主催者・研修実施機関及び講師・研修指導者の指示事項を遵守するほか、研修受講に専念、研修運営の妨げとなるような言動等をいたしません。
- 4 講義の中で取り扱われた事例、また研修期間中に知り得た個人情報には適切な保護基準に基づき取扱い、事務局や講師、当人の承諾なく第三者へ無断で漏洩しません。
- 5 研修のため配布された講義資料、スライド、配布物その他一切の教材について、事務局または講師の事前の承諾なく、複製、転載、公衆送信、頒布その他の二次利用（無断掲載・再配布等を含む。）を行いません。
- 6 研修の実施形態（集合・オンラインを問いません。）を問わず、事務局または講師の事前の承諾なく、研修の全体または一部について録音、録画、撮影、スクリーンショットその他これに類する行為を行いません。これに違反して取得した録音・録画・撮影データ等は、受講者は直ちに消去し、第三者に提供しないものとします。
- 7 受講申込後に、申込時に記入した内容（住所・電話番号・氏名等）に変更が生じる場合は、速やかに研修センターへ届け出ます。

[オンライン遵守事項]

- 1 前記共通事項に定めるとおり、事務局または講師の事前の承諾なく、オンライン研修画面の録画、録音、スクリーンショットその他一切の取得行為を行いません。特に、画面録画ソフトウェア等を用いた研修内容の保存、SNS等への投稿、クラウドストレージ等による共有は禁止します。
- 2 事務局が、研修記録のため録画・録音・撮影することを了承します。（事務局が撮影したデータは、本会プライバシーポリシーに基づき適正に管理し、本研修の運営以外の目的で使用しません。）
- 3 受講場所は、講義・演習に集中でき、他者に情報がもれない環境を確保します。
- 4 講師の指示、また本研修に関する情報共有の目的以外で、講義中に他の受講者に個別にチャットなどで連絡しません。
- 5 研修のミーティング ID・パスコード等は、外部に漏洩することのないよう、厳重に管理し、他者と共有はしません。
- 6 オンライン研修を受講する際の通信料については受講者負担となります。（有線 LAN または Wi-fi 環境推奨）オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、本会では対応できかねます。
- 7 回線トラブル・接続不備等により受講ができなかった場合、修了できないことがあることを了承します。
- 8 受講者が本遵守事項に違反し、本会又は第三者に損害を与えた場合には、受講者は、自己の故意又は過失により生じた通常の損害について、法令の定める範囲で賠償責任を負うことを了承します。
- 9 本研修終了後も、本研修において知り得た個人情報及び講義資料等については、法令及び本遵守事項に基づき適切に取扱い、無断で利用又は第三者に開示・漏洩しません。